

「大阪市工業用水道特定運営事業等」 の概要について

令和4年6月29日
大阪市水道局

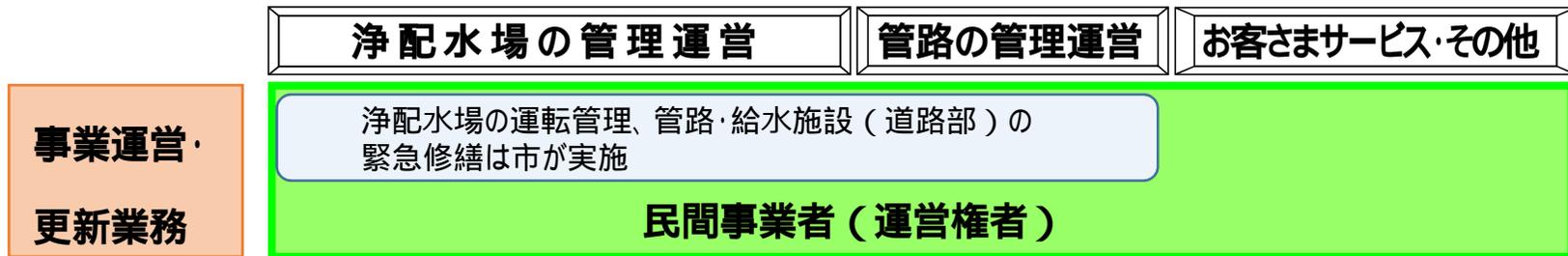
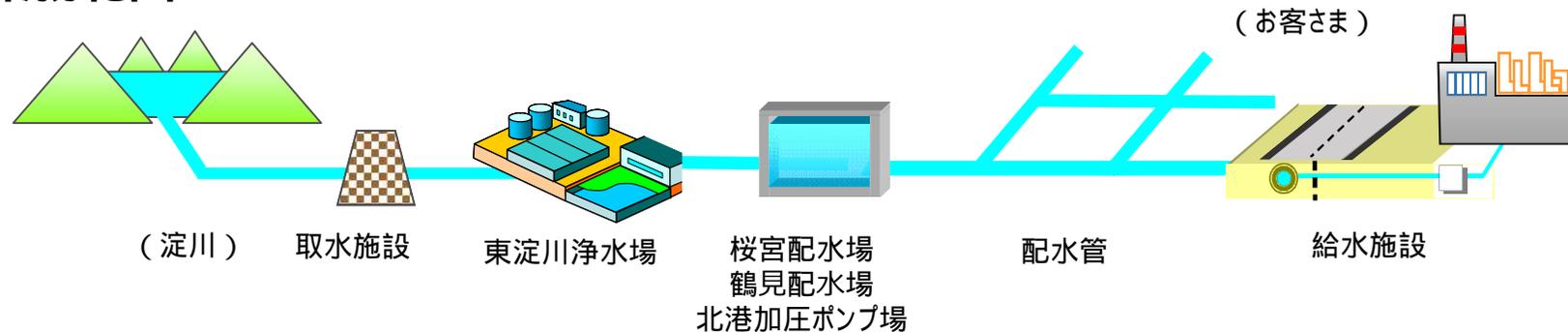
目次	頁
1. 事業の概要	2
(1) 運営権設定対象施設	3
(2) 運営権者の概要	5
(3) 市と運営権者の役割	5
(4) 市の位置づけ	6
2. 市の収支見通し	7
(1) 市と運営権者の会計の役割	7
(2) 運営権者が市に支払う主な費用	8
(3) 市が運営権者に支払う主な費用	9
(4) 市の経常収支の推移	10
(参考) 事業開始までの経過	11

1. 事業の概要

- 工業用水道施設全般に、PFI法()に規定される公共施設等運営権を設定
- 運営権者が事業許可を取得し、工業用水道事業者として事業全般を運営
- 民間経営ノウハウを活用し、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営を実現

() 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

業務範囲

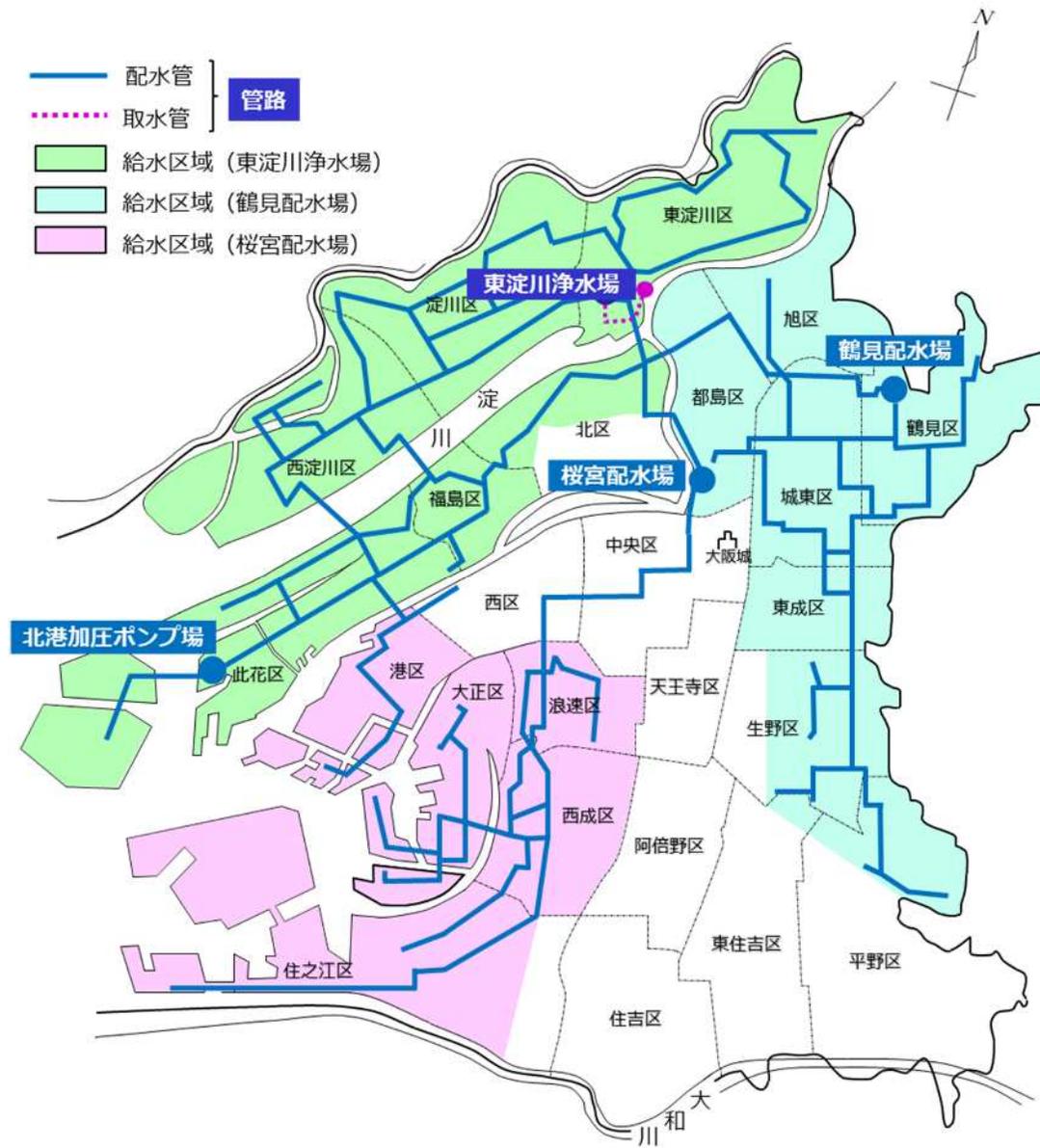


事業期間

原則として10年間（令和4年（2022年）4月～令和14年（2032年）3月末）
さらに、運営権者と市との協議で、最大10年間の延長が可能

1. 事業の概要

(1) 運営権設定対象施設



規模：1日当たり給水能力
151,000m³

施設：東淀川浄水場
桜宮配水場
鶴見配水場
北港加圧ポンプ場
管路 (292km)

1 . 事業の概要

(2) 運営権者の概要

名 称 : みおつくし工業用水コンセッション(株)
(<https://www.osakakousui.com>)



設 立 日 : 令和3年8月26日 (令和4年2月1日に経済産業大臣から事業許可及び供給規程認可を取得)

所 在 地 : 大阪市住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンター(ATC) ITM棟3階

構成企業 :

株主	業種	責任分担	実績	出資比率
前田建設工業株式会社 (筆頭株主)	総合建設	経営 / 事業全般、 施工管理	コンセッション事業 (愛知県有料道路、 仙台空港等)、浄水施設・管路等の土 木建築 (岩手県大槌町)	71%
日本工営株式会社	建設 コンサルタント	設計 / 計画策定、 状態監視保全、 機械設備修繕・ 更新計画	大規模浄配水場 (東京都水道局ほ か) の更新・維持管理関連業務、管路 の耐震化・維持管理計画業務など、多 数の国内外の水道事業関連業務を実 施	25%
西日本電信 電話株式会社	通信 インフラ	ICT利活用支 援、お客さま対応 関連業務支援	まちづくり連携協定締結 (本市)、水 分野におけるICT利活用を目的とした 概念実証 (名古屋市、堺市、神戸市、 熊本市等)	3%
東芝インフラシ ステムズ株式会社	重電 メーカー	電気設備修繕・ 更新計画	統合水運用システム (千葉県等)、国 内上下水道事業体へ約800セットの監 視制御システムを納入	1%

傍線部は参加資格要件に係る実績

1. 事業の概要

(3) 市と運営権者の役割

業務項目		実施者	
浄配水場の管理運営			
維持管理、設備更新		運営権者	
運転管理、水質管理		市（委託契約に基づき、水道事業と一体的に実施）	
管路の管理運営			
漏水修繕 （道路部分）	計画修繕	運営権者	
	緊急修繕	市（水道事業と一体的に実施）	
維持管理、管路更新、断通水計画		運営権者	
		市（道路管理者等の関係機関への申請）	
お客さまサービス			
検針・調定・収納、お客さま対応		運営権者	
給水施設工事、メーター管理			
その他			
災害、事故対応	小規模	運営権者	
	大規模	市（水道施設も含めた施設復旧活動の指揮）	
資産・財務管理等		市	

事業開始前に水道局が着手した工事は、完成まで水道局が実施

事業の範囲

- 公共施設等の運営に関する事業（特定事業）
 - ・ 浄水場及び配水場の管理運営に関する業務
 - ・ 管路の管理運営に関する業務
 - ・ お客さまサービスに関する業務
 - ・ その他（災害及び事故への対応に関する業務等）

➢ 附帯事業

- ・ 給水施設に関する業務

1 . 事業の概要

(4) 市の位置づけ

事業認可上の「大阪市工業用水道事業」を休止（工業用水道事業法第9条第1項）

- 工業用水道事業者としての立場や役割は運営権者に移行
- 市の供給条件等を定める「大阪市工業用水道事業給水条例」及びその施行規程は停止
- 「大阪市工業用水道施設運営事業に係る実施方針に関する条例」により、運営権者が供給規程で定める料金の上限（従前の市の料金水準）を設定

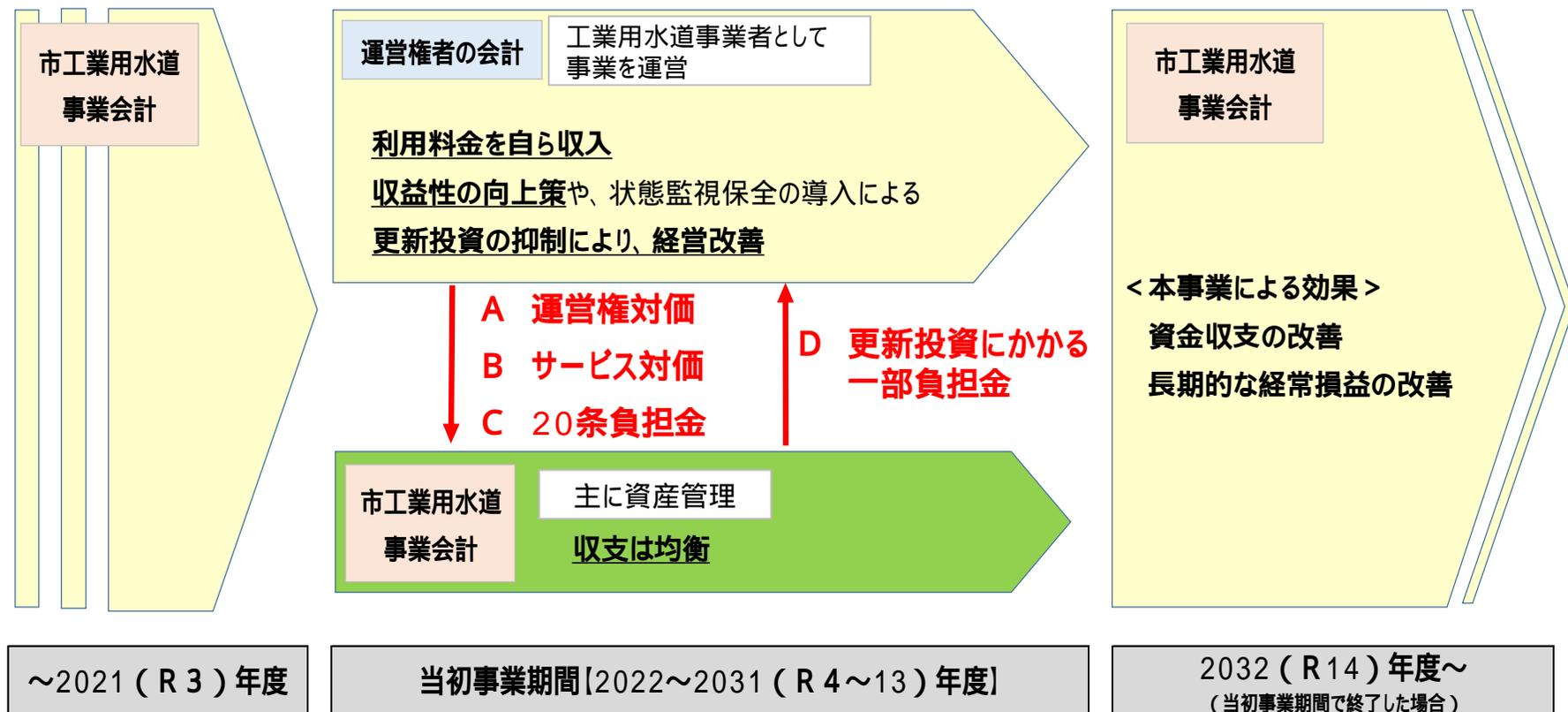
施設を保有し、地方公営企業の管理者としての立場を継続（地方公営企業法第7条）

- 地方公営企業の管理者として、工業用水を供給するための施設を所有
- 運営権者が業務を確実に履行し、市の要求水準を満たす業務品質であるかを確認するため、モニタリングを実施

2 . 市の収支見通し

(1) 市と運営権者の会計の役割

- 本事業期間中は、運営権者が工業用水道事業者となるため、市の工業用水道事業会計は資産管理に特化したものとなり、収入及び費用の規模は縮小。
- 市と運営権者は、実施契約書に規定する負担区分に基づき、事業運営にかかる費用を負担。



2 . 市の収支見通し

(2) 運営権者が市に支払う主な費用

A 運営権対価 1

- ・ 10年間で5億円(税抜)
- ・ 10回均等分割で、毎事業年度の開始日までに支払う
 - (1) 市の施設所有権のうち、公共施設等の運営等を行い利用料金(工業用水の利用に係る対価)を収受する権利を切り出したものを運営権といい、その対価を運営権対価という。

B サービス対価 2

- ・ 浄・配水場の運転管理等の委託費
- ・ 管路の突発漏水等にかかる緊急修繕費
- ・ 運営権設定の対象外施設(上工水・他事業者との共有施設)に関する維持管理費 等
 - (2) 実施契約書で定める上記に掲げるような業務は、市が従前どおり業務を実施(費用の支払い)した後、当該業務にかかる工水分の費用負担を運営権者に対して求めるものとしており、それらの総称をサービス対価という。

C 20条負担金 3

- ・ 運営権設定対象施設の減価償却費相当額 等
 - (3) 運営権者が負担する、公共施設等の管理者等が公共施設等の建設、製造又は改修に要した費用相当額。P F I法20条に定められているため、20条負担金という。

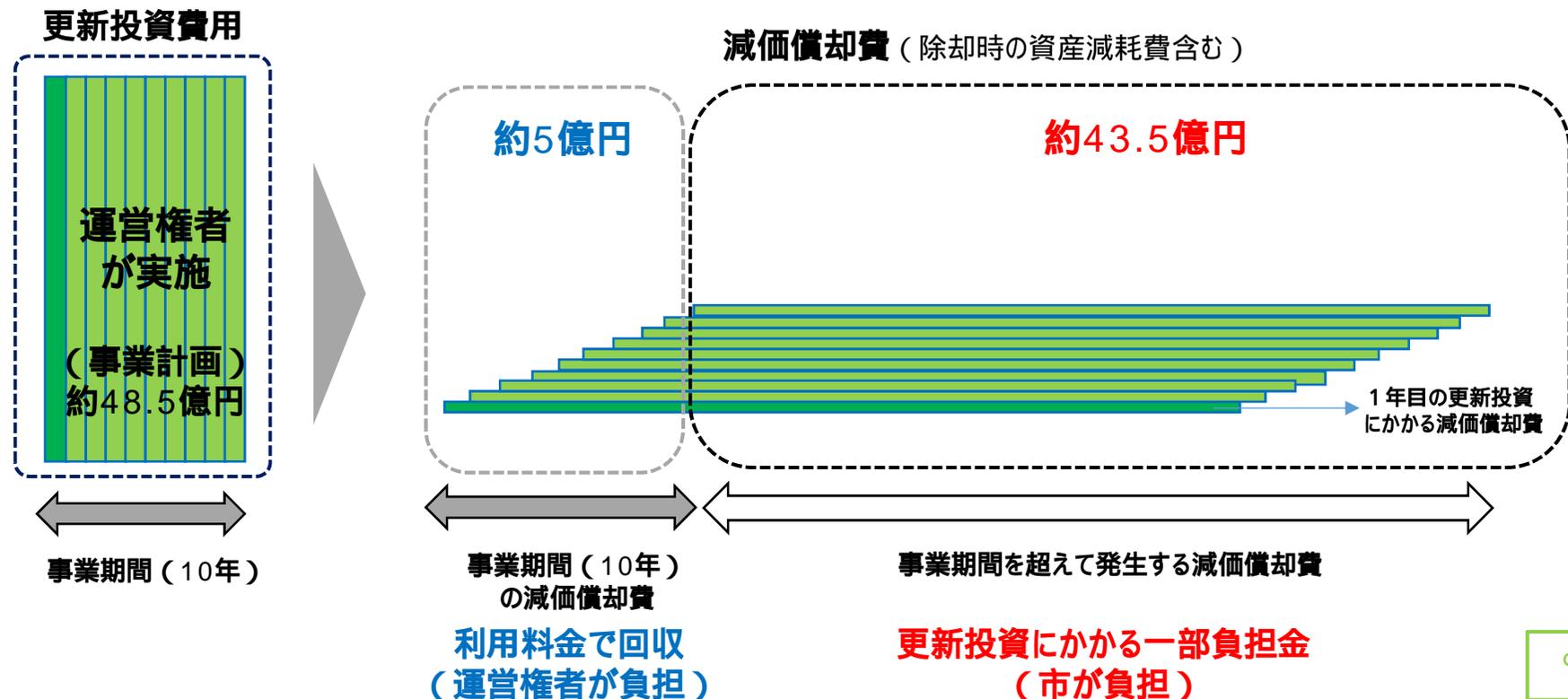
2 . 市の収支見通し

(3) 市が運営権者に支払う主な費用

D 更新投資にかかる一部負担金

- ・ 運営権者が行う更新投資に対する費用負担について、
事業期間中に発生する減価償却費相当を、運営権者自らが**利用料金**として回収
事業期間を超えて発生する減価償却費相当を、**更新投資にかかる一部負担金**として市が負担
- ・ 市が支払う一部負担金の上限は10年間で約43.5億円 (税抜)

更新投資にかかる一部負担金の算定方法 (イメージ)



2. 市の収支見通し

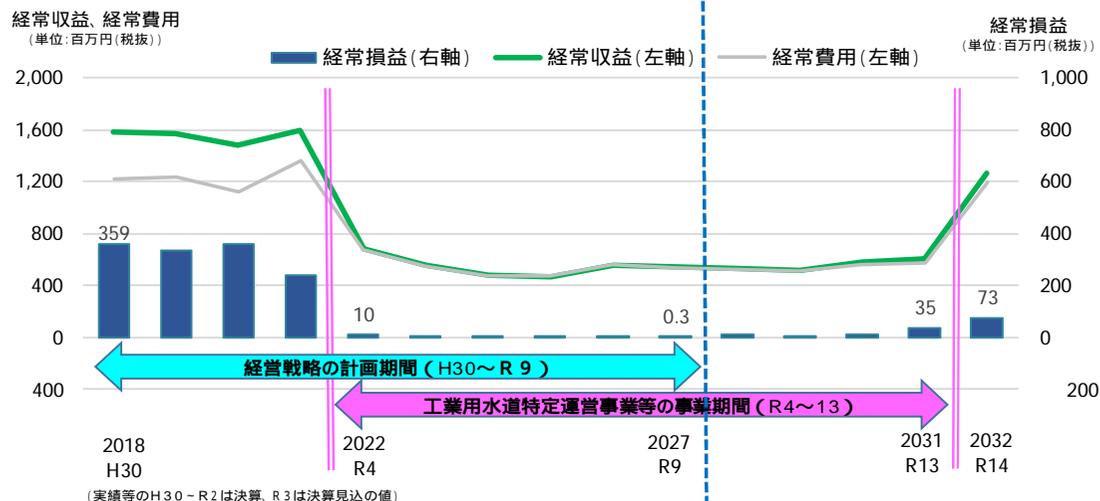
(4) 市の経常収支の推移

- 本事業期間中（R4～13）の市の経常収支は、概ね収支均衡。
- 状態監視保全手法の導入による更新投資の抑制により、費用（減価償却費）が抑制され、事業終了後も同手法を継続することにより、経常収支のさらなる改善を期待。

「工業用水道特定運営事業等」を実施しない場合（経営戦略（2018（平成30）年3月）の策定時）



「工業用水道特定運営事業等」を実施した場合



R14は、事業期間終了後、再び市で事業運営（運営権者のR13の状況を引き継ぎ）した場合を想定

- また、VFM（Value For Money）として、市が自ら事業を実施した場合における総支出額の17.4%に相当する32.1億円(見込)を算定（事業期間中の経常収支は、VFMの一部のみ効果が発現）

(参考) 事業開始までの経過

